**静岡県教育研究会研究部規程**

（名　称）

第 １ 条　 研究部は、静岡県教育研究会○○研究部と称する。

（事務局）

第 ２ 条　　研究部の事務局は、〇〇〇〇に置く。

（目　的）

第 ３ 条　　研究部は、静岡県教育研究会会則第３条に則り、小中学校教育に関する調査研究を行い、その成果の普及を図り、本県学校教育の向上に資する。

（事 業）

第 ４ 条　　研究部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

１ 教育に関する研究並びに調査

２ 研究大会、研修会、講習会の開催

３ 研究成果の刊行

４ 目的を同じくする各種の教育関係機関、教育関係団体との連携

５ その他、目的を達成するための必要な事項

（構　成）

第 ５ 条　　研究部は、静岡県教育研究会会則第５条の規程による静岡県教育研究会会員で、この研究部に参加を希望する者によって構成する。

（機 関）

第 ６ 条　 １　研究部に次の機関を置く。

委員研修会

２　研究部は、必要に応じて次の機関を置くことができる。

幹事会、研究推進委員会、研究大会実行委員会

（委員研修会）

第 ７ 条　 １　委員研修会は、各地域から２名ずつ選出された委員によって構成する。ただし、必要に応じて会員から選出された役員を加えることができる。

２　委員研修会は、予算及び決算、事業計画及び事業報告、並びに研究部代表者会及び幹事会から付議

された重要事項について、審議決定または承認する。

(幹事会)

第 ８ 条　 １　幹事会は、部の運営上必要な事項を審議処理する。

２ 幹事は、部員から選出し、委員研修会に諮って決める。

（研究推進委員会）

第 ９ 条　 １ 研究推進委員会は、研究の推進に寄与する。

２ 研究推進委員は、部員から選出し、委員研修会に諮って決める。

（研究大会実行委員会）

第 10 条　　１　研究大会実行委員会は、大会の企画及び運営に寄与する。

　　　　　　２　研究大会実行委員は、部員から選出し、委員研修会に諮って決める。

（会　議）

第 11 条　　１ 研究部の会議は、すべて過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって決める。ただし、可否同数の場合は議長が決める。

２ 研究部は、委任状を承認する。

（役 員）

第 12 条　　研究部に、次の役員を置く。

部長1名、副部長若干名、事務長1名、会計主任1名、編集主任1名、会計監査員3名。

（部長、副部長）

第 13 条　　１　部長及び副部長は、委員研修会で選出する。

２ 部長は、研究部を代表し、部の仕事を総括する。

３ 部長は、会議を招集し、議事の進行を行う。

４ 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

（事務長、会計主任、編集主任）

第 14 条　　１　事務長は、研究部全般の連絡調整及び企画運営の事務を取り扱う。

２　事務長は、細則第１２条による帳簿を備え、管理する。

３　会計主任は、研究部の会計を取り扱う。

４　編集主任は、成果刊行物の編集業務を取り扱う。

（会計監査）

第 15 条　　会計監査員は、委員研修会で選出し、研究部の会計を監査して委員研修会に報告する。

（任 期）

第 16 条　　１　研究部の役員及び委員の任期は、すべて１年とする。ただし再任を妨げない。

２ 補欠員の任期は、すべて前任者の残任期間とする。

(経 費 等)

第 17 条　　研究部の経費は、静岡県教育研究会から配分される部費をもって充てる。

（会計年度）

第 18 条　　研究部の会計年度は、４月１日に始まり、３月３１日に終わる。

（改　正）

第 19 条 この規程の改正は、研究部代表者会において３分の２以上の同意を得なければならない。

（付 則）

第 20 条　　１ この規程は、昭和４１年１０月１２日から実施する。

２ 平成８年５月２４日一部改正（研究部委員会構成に但書き追加）

３　平成１６年６月１日一部改正（役員の構成及び事務長、会計主任の役割明記）

４　平成２０年６月５日一部改正（小中養護学校を小中特別支援学校に）

５　令和８年１月２９日一部改正（研究大会実行委員会を追加、編集主任の役割明記）